

2-3. 災害復旧・復興

(1)「復旧工事」(Cの段階)

本項では、図-15(「2-1. 災害予防」で示した図-4を一部強調)に示したCの段階、すなわち工事業者による「復旧工事」を中心に述べる。

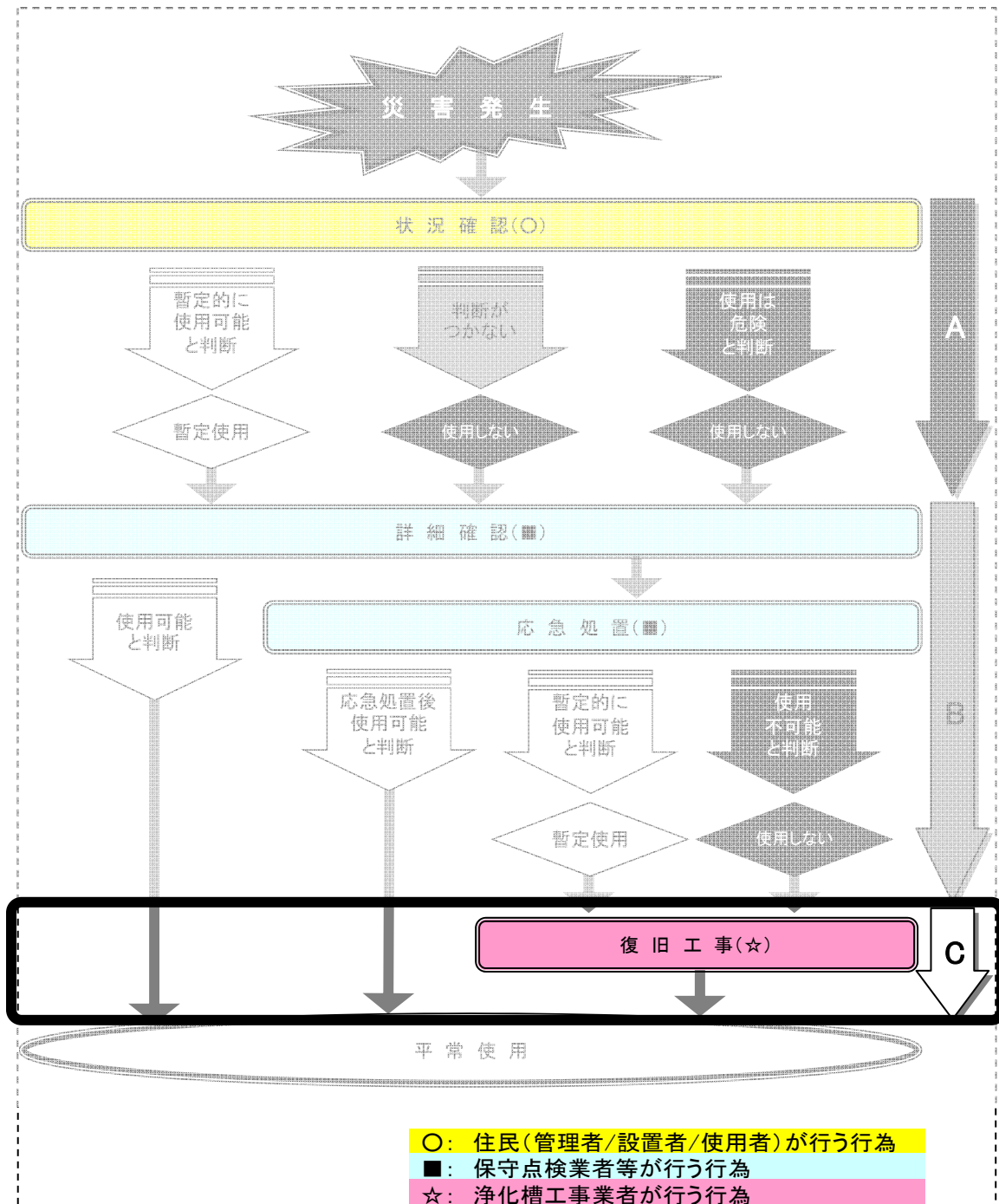


図-15 災害発生後の対応業務の例

「応急処置」を実施しても、被災前と同様な機能の回復には大規模な改修が必要と判断された場合、浄化槽工事業者が「復旧工事」を実施する。

1)「復旧工事」とは

前述の「詳細確認」ならびに「応急処置」の結果、所期の性能の回復に際して必要と判断された場合、改修作業を行う。この作業を「復旧工事」とする。この「復旧工事」は、通常の浄化槽設置工事と同様、浄化槽工事業者が浄化槽管理者からの発注を受けて行う(図-16 の①)。

この実施に際しては、事前に実施された「詳細確認」・「応急処置」のチェックシートを確認する(図-16 の②)。さらに、「詳細確認」・「応急処置」の担当者の助言、立ち会いなど、可能な限り直接情報提供されることが望ましい。

2)「復旧工事」に関する情報伝達

「復旧工事」の結果に関する浄化槽関係者における情報伝達ならびにその活用は、概ね図-16のように想定される。

「復旧工事」が実施された後、その内容について、作業を担当した工事業者は住民等に報告する(図-16 の④)とともに、当該地域の指定検査機関にも報告する(図-16 の⑤)。報告を受けた指定検査機関は、得られた情報について整理し(図-16 の⑥)、地方公共団体の担当部署、ならびに浄化槽業界団体と共有する(図-16 の⑦・⑧)。

地方公共団体では、提供された工事内容と費用を勘案し、財政支援措置の導入について検討する(図-16 の⑨)。

3)留意事項

「復旧工事」にあたって被災前に使用していた浄化槽を廃棄し、槽の入れ替えを行う場合は、地方公共団体において廃棄処分する躯体等の運搬・受け入れ態勢について、事前の検討を要する。

また、「復旧工事」の対象浄化槽が市町村設置型の場合、当該工事は公共工事とみなされ、「原形復旧の原則」に従う必要がある。「原形復旧の原則」とは、被災した施設の位置、形状、寸法及び材質を変更することなく機械的に復旧することを指す。実質的に原形復旧が極

めて不経済である等、作業が著しく困難な状況においては、被害前と同様の回復を限度として位置や材質等の変更が認められる場合がある。

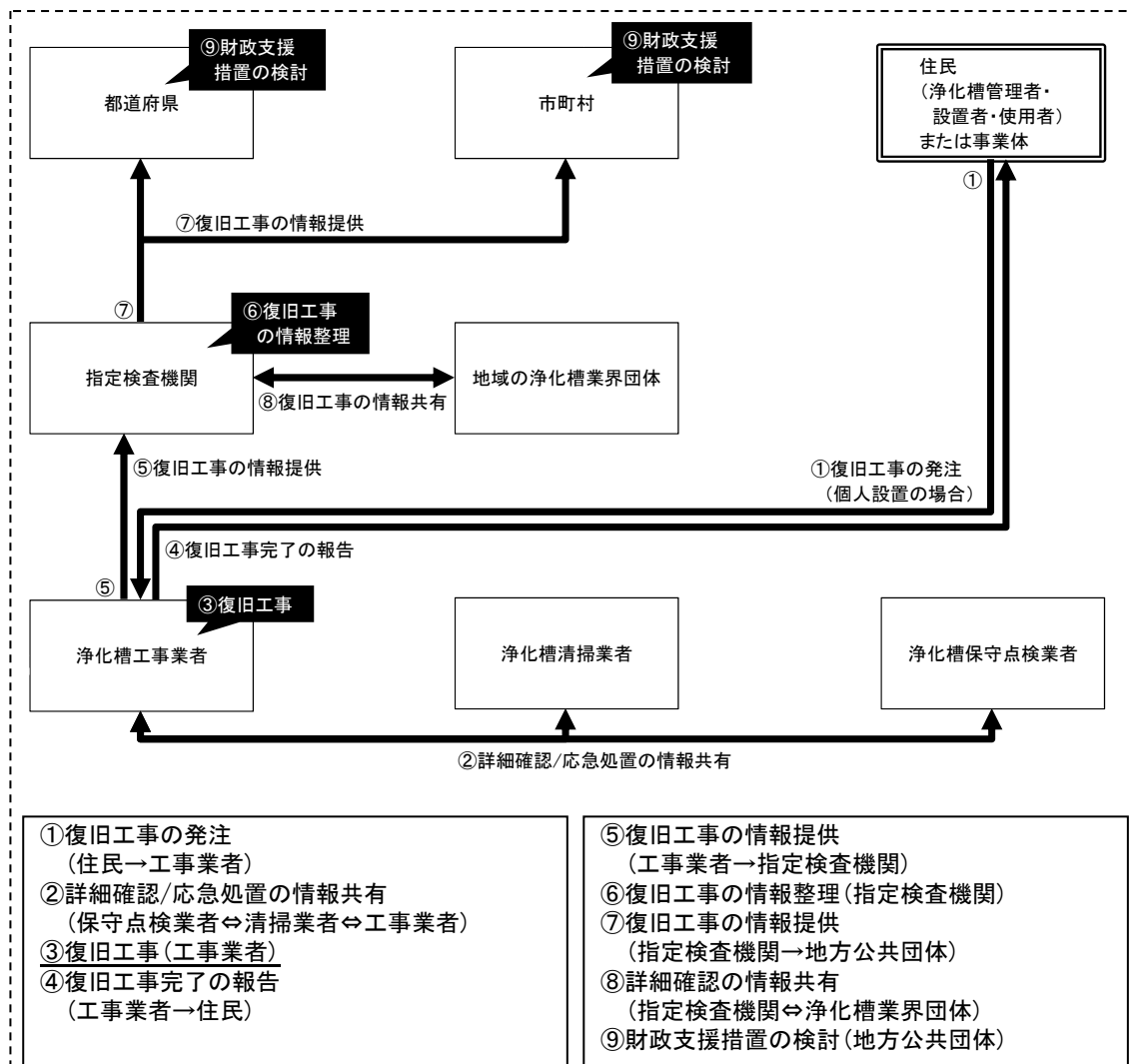


図-16 「復旧工事」段階における情報伝達の例

(2)被災後の維持管理等における留意事項

「復旧工事」を実施するまでの暫定使用期間において、被災した浄化槽の保守点検や清掃を実施する可能性がある。これらにおける留意事項を以下に示す。

1)被災後の保守点検における留意事項

「詳細確認」後の保守点検で明らかとなった被害に対して、浄化槽保守点検業者は「応急処置」を実施する。

事前に実施した「詳細確認」における未確認事項や、余震等の状況変化により新たな問題が発生するなど、現地での必要性に応じて「応急処置」を随時実施する。併せて、これらの被害の情報についても、「詳細確認」と同様に指定検査機関へ報告し、情報の共有と活用を図る。

2)被災後の清掃における留意事項

清掃時に明らかとなった被害については、「詳細確認」と同様にその情報を伝達し、活用を図る。

暫定使用期間、あるいは「復旧工事」に先駆けて、被災した浄化槽内部の被害状況を明らかにするため、当該浄化槽の清掃を行う場合がある(図-17の①)。

この清掃時に槽内の破損等が認められた場合、浄化槽関係者における情報伝達は、概ね図-17のように想定される。

また、清掃の結果、初めて槽内の破損状況等が明らかとなった場合には、その状況について適宜写真を撮影し、住民等に報告する(図-17の③)とともに、当該地域の指定検査機関や、担当の保守点検業者にも報告する(図-17の④・⑤)。

報告を受けた保守点検業者は可及的速やかに「応急処置」を実施(図-17の⑥)し、指定検査機関は得られた被害情報を整理(図-17の⑨)した後、「詳細確認」と同様に共有と活用を図る(図-17の⑩～⑮)。

清掃にあたり、災害規模により、被災地域のし尿処理施設が機能しない場合や、その能力で処理しきれない場合は、近隣の地方公共団体に対して、清掃汚泥の受け入れに関する協力を要請することとなる。さらに、槽内に大量の土砂が流入した場合、バキュームカーのほか、ダンパー車の使用が必要な場合がある。

こうした事態に対応するため、地方公共団体は災害時における清掃汚泥等の受け入れ先

や、浸水被害により土砂、海水もしくはヘドロ等を含む浄化槽汚泥の受け入れ体制について、予め検討する。

さらに、上記のように、清掃汚泥の受け入れについて平常時と異なる運用となる場合には、その旨を当該地域の浄化槽清掃業者に対して確実に連絡することが求められる。

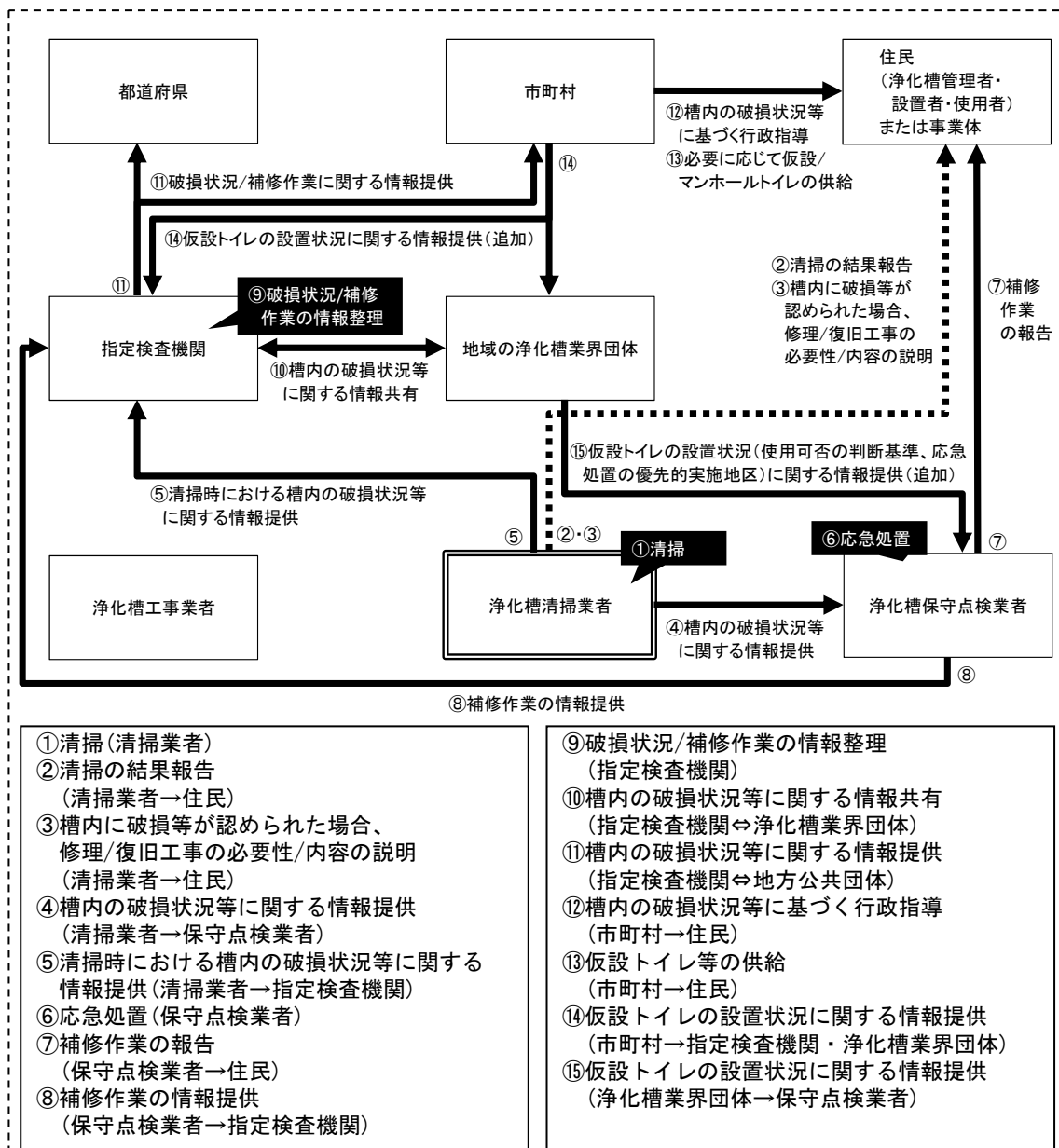


図-17 暫定使用期間中の清掃に関する情報伝達の例

3) 被災後の法定検査の取り扱い

被災後の法定検査の実施が困難な場合、必要に応じて検査時期の延期等の対応を図る。

発生した災害の規模により、浄化槽法で義務付けられている法定検査の受検が、時期的、経済的に困難となる場合が想定される。このような場合、検査時期を延期する等、柔軟に対応する。

また、被災後の法定検査における浄化槽関係者の情報伝達は、概ね図-18 のように想定される。

平常使用に復旧した浄化槽については、「応急処置」や「復旧工事」等、復旧に向けた取り組みの結果を相互に確認するため、これらに携わった浄化槽関連業者等に対しても法定検査の結果を共有することが望ましい(図-18 の④・⑤)。

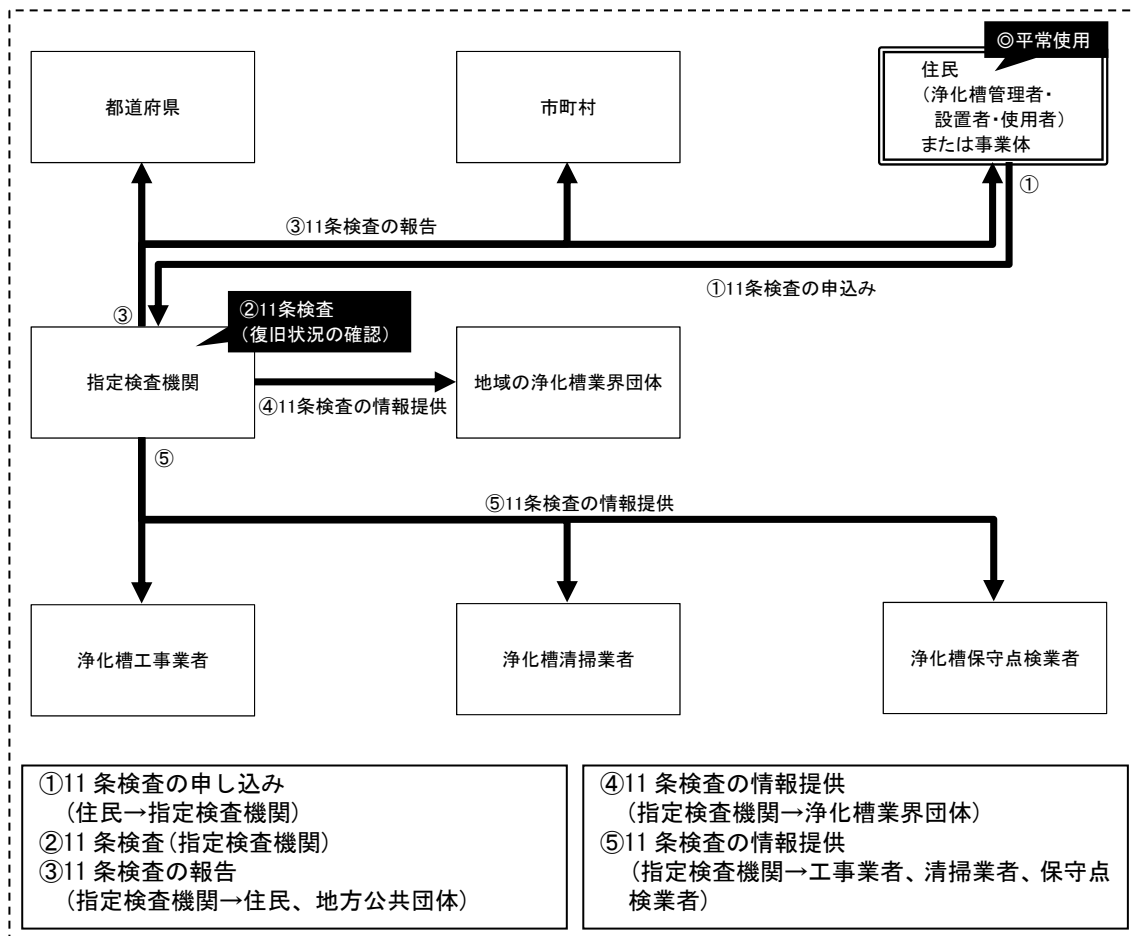


図-18 暫定使用期間中の法定検査に関する情報伝達の例